⑷　Time-limit for the submission of application forms and relevant documents for the qualification : 5 : 00 P.M. March 15, 2013

⑸　Time-limit for the submission of tenders : 10 : 00 A.M. April 23, 2013 (Tenders delivered by mail : 5 : 00 P.M. April 22, 2013)

⑹　Contact point for the notice : Kazuyoshi Nishigaki, Director, Accounting Division, National Hospital Organization Minami-Okayama Medical Center, 4066 Hayashima Hayashima-cyou Tsukubo-gun Okayama-ken 701―0304, Japan. TEL 086―482―1121 ext. 214

入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。

平成25年2月28日

西日本旅客鉄道株式会社　契約責任者
大阪工事事務所長　荻野　浩平

◎調達機関番号　104　◎所在地番号　27

1　工事概要

⑴　品目分類番号　41、42

⑵　工事名　梅小路博物館（仮称）新築他工事

⑶　工事場所　京都市下京区観喜寺町（梅小路公園内）

⑷　工事概要

①　規模

ア　博物館本館　地上３階建、建築面積約7,200㎡、延床面積約15,000㎡

イ　エントランス棟　地上１階建、建築面積約600㎡、延床面積約600㎡

ウ　プロムナード棟　地上１階建、建築面積約2,600㎡、延床面積約2,600㎡

エ　旧京都駅上家　地上１階建、建築面積約880㎡、延床面積約880㎡

オ　連絡通路上家　地上１階建、建築面積約60㎡、延床面積約60㎡

②　内容

ア　詳細設計（建築、電気設備、機械設備、外構、既存建物撤去、工事監理）一式

イ　建設工事（建築、電気設備、機械設備、外構、既存建物撤去、付帯工事を含む。）一式

⑸　工期　契約の翌日から平成28年２月24日まで。

⑹　本工事は、詳細設計及び施工を行う詳細設計付工事である。

⑺　本工事は、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価方式の適用工事である。

⑻　本工事は、本工事に関する詳細設計を自ら行う予定の入札参加者だけでなく、入札参加者が、入札参加者から委託され本工事に関する詳細設計を行う者（以下「予定設計受託者」という。）に設計業務の全てを委託することも認める工事である。

⑼　本工事は、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）に基づき、分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化の実施が義務付けられた工事である。

2　競争参加資格　次に掲げる要件をすべて満たす単独の企業（以下「単体」という。）又は当該者により結成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であることを競争参加資格として設定する。

⑴　本件入札に係る複数の共同企業体の構成員（単体の場合にあっては、本件入札に係る共同企業体の構成員）となっていないこと。

⑵　会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てをした者にあっては、手続開始の決定を受けた後に、経営事項審査を受けた者であること。

⑶　経営状態が著しく不健全であると認められる者でないこと。

⑷　代表者、責任者若しくは実質的に経営権を有する者が、暴力団及び暴力団関係企業等、暴力、威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人でないこと。

⑸　建設業法（昭和24年法律第100号）第27条の29第１項の総合評定値通知で、競争参加申請時における最新の総合評点が次のとおりであること。

①　単体又は共同企業体の代表構成員については、建築一式の総合評点が1,250点以上であること。

②　共同企業体の代表構成員以外の構成員については、建築一式の総合評点が1,100点以上であること。

⑹　本工事に係る基本設計業務等の受託者の構成員又は当該構成員と資本若しくは人事面において関連がある者でないこと。

⑺　競争参加資格確認申請書及び資料（以下「申請書等」という。）の提出期間である４⑶①の最終日から４⑷①に示す入札・開札の日時までの期間に、西日本旅客鉄道株式会社大阪工事事務所から選定回避等の措置を受けている者（同期間において４⑶①に示す提出期間の最終日以前に受けた選定回避等の期間を継続している者を含む。）でないこと。

⑻　申請書等に虚偽の事実を記載した者であると認められる者でないこと。

⑼　単体又は共同企業体の代表構成員は次の施工実績を有すること。

単体又は共同企業体の代表構成員として、平成14年度以降に元請として完成、引渡しを完了した延床面積7,000㎡以上の博物館、科学館、美術館又はこれらに類する施設の新築工事。

⑽　単体又は共同企業体の代表構成員は次の①の設計実績、又は②の要件を満たすこと。

①　企業組織内に有する一級建築士事務所登録を受けた設計部門が、平成14年度以降に単体又は共同企業体の代表として設計を完了した延床面積が7,000㎡以上の博物館、科学館、美術館、展示施設、商業施設又はこれらに類する施設における新築工事に係る詳細設計業務。

②　詳細設計業務を予定設計受託者に委託する場合においては、予定設計受託者は次に掲げる要件を満たすこと。

ア　2⑴⑶⑷⑹⑺⑻の要件を満たすこと。

イ　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てをした者でないこと。

ウ　一級建築士事務所登録を受けていること。

エ　平成14年度以降に単体又は設計共同体の代表として、延床面積が7,000㎡以上の博物館、科学館、美術館、展示施設、商業施設又はこれらに類する施設における新築工事の詳細設計業務を完了した実績を有すること。

オ　本件入札参加者でないこと又は本件入札に参加する複数の者からの設計受託を予定していないこと。

カ　予定設計受託者が、倒産等やむを得ない理由により詳細設計の履行が不可能になった場合を除き、落札決定後の予定設計受託者の変更は認めない。やむを得ず落札決定後に予定設計受託者を変更する場合は発注者の承認を得ること。

⑾　次に掲げる要件を満たす専任の監理技術者又は専任の主任技術者（以下「監理技術者等」という。）を本工事に配置できること。

①　平成14年度以降に元請として完成、引渡しを完了した延床面積が7,000㎡以上の博物館、科学館、美術館、展示施設、商業施設又はこれらに類する施設における新築工事の工事現場で、監理技術者等又はそれと実質的に同等以上の技術者として施工経験が１年以上あり、かつ一級建築士又は一級建築施工管理技士の資格を有する者であること。なお、監理技術者については、監理技術者資格証を有する者であること。

②　配置予定の監理技術者等にあっては、入札参加者と直接的かつ恒常的な雇用関係が必要であるので、その旨を明示することができる資料を求めることがあり、その明示がなされない場合は入札に参加できないことがある。

⑿　次に掲げる要件をいずれも満たす設計に係る設計管理技術者、照査技術者及び工事監理者（以下「設計技術者」という。）を本工事の設計業務に配置できること。

なお、設計業務を予定設計受託者に委託する場合は、予定設計受託者が次に掲げる要件を満たす設計技術者を配置できること。

①　設計管理技術者

ア　平成14年度以降、延床面積が7,000㎡以上の博物館、科学館、美術館、展示施設、商業施設又はこれらに類する施設における新築工事の詳細設計業務を完了した実績を有する者であること。

イ　一級建築士の資格を有する者であること。

②　照査技術者

ア　平成14年度以降、博物館、科学館、美術館、展示施設、商業施設又はこれらに類する施設の新築工事の詳細設計業務を完了した実績を有する者であること。

イ　一級建築士の資格を有する者であること。